

星ヶ丘アメニティクラブ重要事項説明書
(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 星ヶ丘アメニティクラブ
・開設年月日	平成9年5月8日
・所在地	名古屋市名東区西山台701番地
・電話番号	052-701-1222
・ファックス番号	052-701-1271
・管理者	施設長 安倍 基幸

(2) 利用定員等

通所定員	月曜日～金曜日	39人
	土曜日	20人

(3) 営業日及び営業時間

- ・特定の祝祭日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- ・営業日の午前8時から午後8時までを営業時間とする。
- ・サービス提供時間は、原則として午前10時から午後4時10分とする。

(4) 職員体制

管理者	1人（医師と兼務）
医師	1人以上
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士	2人以上
又は看護師若しくは准看護師若しくは介護職員	
管理栄養士	1人以上

2. 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような理念・方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

介護老人保健施設星ヶ丘アメニティクラブの理念、方針は、

「ご利用者には希望と生きがい。ご家族には安心と満足を。心と身体のリハビリテーション」となっています。

3. サービス内容

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、ケアマネージャーが作成する居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画表）に基づき、当施設においても通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画書を作成し、看護、医学的管理の下における介護及びリハビリテーションその他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって計画が作成されますが、その際、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくこととなります。

- ①医療：介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- ②介護：居宅サービス計画、通所リハビリテーション計画書に基づいて実施します。
- ③リハビリテーション：原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動は社会復帰のための効果を期待して行っています。
- ④食事：昼 食 12時00分～
おやつ 15時00分～
食事は朝2種類、昼・夕は3種類の中からお選びいただきます。
- ⑤入浴：（一般浴・特浴）
月曜日から土曜日の、サービス提供表において計画された利用日に提供。但し、ご利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ⑥栄養：栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑦相談援助サービス

4. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は名東区、千種区、天白区を中心とする。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等
- ・防災訓練

6. 施設利用に当たっての留意事項

- ・喫煙 施設敷地内は禁煙です。
- ・所持品等の持ち込み 個別にご相談ください。
- ・金銭・貴重品の管理 施設では管理いたしません。
- ・宗教活動 ご遠慮願います。

・ペットの持ち込み

ご遠慮願います。

7. 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束は行いません。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

- ・身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修の定期的の実施します。

9. 虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を設置して、以下の事項を実施します。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止のための指針を整備します。
- ・虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

10. 褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

11. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力していただいておりますので、ご利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

- ・ 日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院
- ・ 福友病院
- ・ 並木病院
- ・ かわな病院
- ・ 星ヶ丘マタニティ病院

1 2. 緊急時の対応

当施設は、通所リハビリテーションの利用中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等に連絡を取り、必要な措置を講じます。
また、速やかに家族の方にご連絡いたします。

1 3. 事故発生時の対応及び賠償責任

- ・ 当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族の方及び名古屋市に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ・ 当施設は、サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。

1 4. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら下記の窓口までご連絡ください。

星ヶ丘アメニティクラブ

窓口担当者 支援相談員

ご利用時間 毎週月曜日から金曜日の9：00から18：00

ご利用方法 面接 家族相談室

電話 052-701-1222

FAX 052-701-1271

また、当施設以外の機関の窓口にご相談や苦情を申し立てることができます。

名古屋市健康福祉局 介護保険課 電話 052-959-3087

愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話 052-971-4165

1 5. 個人情報の保護及び守秘義務

利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用には原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族に了解を得ることとします。

施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう指導教育を適時行います。

16. 利用料金

別紙「施設利用料のご案内」を確認ください。

当施設は、前月利用料の合計額の請求書を毎月8日までに作成します。当該合計額をその月の末日までに、当施設1階の受付窓口にて現金でお支払いください。

窓口でのお支払いは土、日、祝日を含め毎日9：00～18：00で可能です。

尚、選択制として口座振替でのお支払いも可能となりますので、希望される方は個別にご相談ください。

17. 衛生管理

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。又、食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止すると共に、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行います。

18. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」はご遠慮願います。

19. その他

当施設についての詳細は、利用申し込み時にお渡ししている『ご利用のための手引き』にも記載しておりますので、併せてご覧ください。

施設利用料のご案内

介護保険で定められている所定の単位数においては、該当する負担割合（１割、２割、３割）で利用料をお支払いください。 １単位は１０．８３円。

<通所リハビリテーション>

【介護保険自己負担分】

サービス内容略称	算定項目	単位数	算定単位
通所リハⅠ２１１	１時間以上 ２時間未満	要介護１	３６９
通所リハⅠ２１２		要介護２	３９８
通所リハⅠ２１３		要介護３	４２９
通所リハⅠ２１４		要介護４	４５８
通所リハⅠ２１５		要介護５	４９１
通所リハⅠ２２１	２時間以上 ３時間未満	要介護１	３８３
通所リハⅠ２２２		要介護２	４３９
通所リハⅠ２２３		要介護３	４９８
通所リハⅠ２２４		要介護４	５５５
通所リハⅠ２２５		要介護５	６１２
通所リハⅠ２３１	３時間以上 ４時間未満	要介護１	４８６
通所リハⅠ２３２		要介護２	５６５
通所リハⅠ２３３		要介護３	６４３
通所リハⅠ２３４		要介護４	７４３
通所リハⅠ２３５		要介護５	８４２
通所リハⅠ２４１	４時間以上 ５時間未満	要介護１	５５３
通所リハⅠ２４２		要介護２	６４２
通所リハⅠ２４３		要介護３	７３０
通所リハⅠ２４４		要介護４	８４４
通所リハⅠ２４５		要介護５	９５７
通所リハⅠ２５１	５時間以上 ６時間未満	要介護１	６２２
通所リハⅠ２５２		要介護２	７３８
通所リハⅠ２５３		要介護３	８５２
通所リハⅠ２５４		要介護４	９８７
通所リハⅠ２５５		要介護５	１１２０
通所リハⅠ２６１	６時間以上 ７時間未満	要介護１	７１５
通所リハⅠ２６２		要介護２	８５０
通所リハⅠ２６３		要介護３	９８１
通所リハⅠ２６４		要介護４	１１３７
通所リハⅠ２６５		要介護５	１２９０
リハビリテーション提供体制加算	３時間以上４時間未満		１２
	４時間以上５時間未満		１６
	５時間以上６時間未満		２０
	６時間以上７時間未満		２４
	７時間以上		２８
サービス提供体制加算	(Ⅰ) ２２ (Ⅱ) １８ (Ⅲ) ６		
栄養改善加算	(月に２回を限度)	２００	１回につき
口腔機能向上加算	(月に２回を限度) (Ⅰ) １５０ (Ⅱ) Ⅰ１５５ Ⅱ１６０		
口腔・栄養スクリーニング加算	(６月に１回を限度) (Ⅰ) ２０ (Ⅱ) ５		

入浴介助加算	(Ⅰ) 40 (Ⅱ) 60	1日につき
感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定減少している場合	+3/100	
重症療養加算	100	
中重度者ケア体制加算	20	
移行支援加算	12	
若年性認知症利用者受入加算	60	
理学療法士等体制強化加算	30	
短期集中個別リハ加算	退院(所)日又は認定日から3月以内 110	
認知症短期集中リハビリ加算Ⅰ	退院(所)日又は利用開始日から3月以内(週2日限度) 240	
認知症短期集中リハビリ加算Ⅱ	退院(所)日又は利用開始日の属する月から3月以内 1920	1月につき
リハビリマネジメント加算 イ	開始日から6月以内 560	
	開始日から6月超 240	
リハビリマネジメント加算 ロ	開始日から6月以内 593	
	開始日から6月超 273	
リハビリマネジメント加算 ハ	開始日から6月以内 793	
	開始日から6月超 473	
リハビリマネジメント加算 事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得た場合	270	
科学的介護推進体制加算	40	
生活行為向上リハ実施加算	開始日から6月以内 1250	
栄養アセスメント加算	50	
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合に減算 -47	片道につき
退院時共同指導加算	600	1回につき
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定合計単位数の86/1000	1月につき
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位の100分の1減算	1月につき
業務継続計画未策定減算	所定単位の100分の1減算	1月につき

【日常生活費】(1日あたり)

食費	690円
日用品費	200円
教養娯楽費	200円

【追加料金】(1枚あたり)

ユニテックケアフリー尿パット	45円
業務用フラット	70円
リハビリパンツM	200円
リハビリパンツL	220円
パンツタイプフリー	180円
パンツタイプLL	200円

＜介護予防通所リハビリテーション＞

【介護保険自己負担分】

サービス内容略称	単位数	算定単位
介護予防通所リハビリテーション１（要支援１）	２２６８	１月につき
介護予防通所リハビリテーション２（要支援２）	４２２８	１月につき
利用開始後１２月を超えた場合の減算（要支援１）	－１２０	１月につき
利用開始後１２月を超えた場合の減算（要支援２）	－２４０	１月につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（要支援１）	８８	１月につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（要支援２）	１７６	１月につき
生活行為向上リハビリテーション実施加算	（開始後６月以内）５６２	１月につき
若年性認知症利用者受入加算	２４０	１月につき
一体的サービス提供加算	４８０	１月につき
栄養アセスメント加算	５０	１月につき
栄養改善加算	２００	１月につき
口腔機能向上加算	（Ⅰ）１５０（Ⅱ）１６０	１月につき
口腔・栄養スクリーニング加算（６月に１回を限度）	（Ⅰ）２０（Ⅱ）５	１回につき
退院時共同指導加算	６００	１回につき
科学的介護推進体制加算	４０	１月につき
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定合計単位数の８６／１０００	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位の１００分の１減算	
業務継続計画未策定減算	所定単位の１００分の１減算	

【日常生活費】（１日あたり）

食費	６９０円
日用品費	２００円
教養娯楽費	２００円

【追加料金】（１枚あたり）

ユニテックケアフリー尿パット	４５円
業務用フラット	７０円
リハビリパンツＭ	２００円
リハビリパンツＬ	２２０円
パンツタイプフリー	１８０円
パンツタイプＬＬ	２００円

介護老人保健施設 星ヶ丘アメニティクラブを利用するにあたり、重要事項説明書の内容に関して、担当者による説明を受け、十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏名

印

<利用者の身元引受人>

住所

氏名

印

説明者氏名

印